

令和3年度実施 赤磐市立幼稚園における預かり保育について

赤磐市教育委員会

1 目的

幼稚園の管理下において希望する在園児を教育時間外に預かり、保育することにより、保護者の子育て支援をすることを目的とする。

2 実施園

市内全幼稚園

3 対象者

当該幼稚園の在園児で、保護者の就労・看護・介護等、家庭において保育することが困難であり、保護者が預かり保育を希望するもの。また、園長が必要と認めるもの。

4 保育の区分

- ・長期預かり保育 月単位（1ヶ月の預かり保育実施日が15日以上）
- ・一時預かり保育 1日単位（1ヶ月の預かり保育実施日が15日未満）

5 実施日、実施時間・申込方法・保育料等

- 実施時間・・・教育時間終了後から午後5時まで
長期休業中は午前9時から午後5時まで
- 申込方法・保育料
 - ・一時預かり保育は原則3日前までに、また長期預かり保育は原則10日前までに、預かり保育申込書に必要事項を記入のうえ提出ください。保育料は利用を承諾したときに徴収します。
 - ・就労など、保護者に保育を必要とする要件がある場合、保育の必要性の認定を受けると、認定を受けた翌日から利用料が無料になります。

保育料	長期預かり保育料 (月額：予定)	4、5、6、9、10、11、12、1、2、3月	6,000円
		7月	8,000円
		8月	12,000円
	一時預かり保育料 (日額)	通常の保育日	400円
		長期休業中	1,000円

- 預かり保育を実施しない日
 - ・ 祝日、日曜日及び土曜日、4月1日～3日、8月13日～15日、12月27日～1月5日、3月29日～31日
 - ・ 入園式、運動会、生活発表会、卒業式等の園行事、また、その振替休業日等
 - ・ 感染症等による学級、学年閉鎖や気象警報発令などによる臨時休業日
 - ・ その他、園長が指定した日

6 その他

- ・ 預かり保育の1日の定員は20人で、3歳児～5歳児の合同保育を行います。
- ・ 3歳児は原則給食が開始する5月から利用いただけます。
- ・ お迎えの時間が午後3時を過ぎる場合はおやつ（適量）を、また、午前中保育の日や長期休業中は弁当とおやつを御準備ください。
- ・ 学校の参観日に出席する場合、午後3時までは無料とし、午後3時以降は保育料日額分を徴収します。
- ・ 卒業した幼児の利用は3月28日までとします。
- ・ 申込後、預かり保育利用の必要がなくなった場合は、その旨連絡をお願いします。
- ・ 繰り返し保育時間終了後に迎えに来られる場合は、以後の預かり保育をお断りすることがあります。